

答 申 書  
(答申第128号)  
平成23年3月15日

---

1 審査会の結論

〇〇〇〇幼稚園に係る給与規程を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「〇〇〇〇幼稚園(〇〇市)の(1)平成22年度私立幼稚園の概況報告書一式、(2)給与規定」である。

イ 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して〇〇〇〇幼稚園(〇〇市)に係る平成22年度私立幼稚園の概況報告書及び〇〇〇〇給与規程を対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報及び同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分のうち、〇〇〇〇給与規程(以下「本件非開示情報」という。)を非開示とした処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件処分において、本件非開示情報を2号情報に該当するとして非開示とした理由を概ね次のとおり説明する。

本件非開示情報は、〇〇〇〇幼稚園を運営する学校法人〇〇〇〇の人事戦略や労務管理などの法人経営のノウハウにかかわる重要な情報が盛り込まれており、これが公にされた場合には、当該法人との競争上の地位にある他の法人等に当該法人の経営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせ、当該法人の事業運営に不当な影響を及ぼす可能性があり、競争上若しくは事業運営上の地位を不当に損なう恐れがある。

ウ 当審査会としては、本件非開示情報は、学校法人〇〇〇〇が運営する〇〇〇〇幼稚園に勤務する教職員の給与に関する規程であり、これらは、専ら当該法人の労働条件に関する情報であって、使用者が事業の遂行上、労務管理面でどのような方針を採用しているかという重要な情報が盛り込まれているものである。これらの情報は、当該法人の適正かつ効率的な運営にかかわるものであり、当該法人における労務管理の施策の一端を示すものであると認められる。

このため、本件非開示情報を開示すると、当該法人との競争上の地位にある他の

法人等において、当該法人のこれまで他に知られていない内部情報を知ることができ、当該法人の給与規程の内容を分析し、その労務管理方策等の情報を収集することが容易となり、当該法人に対抗する措置を講じること等により、当該法人の事業の運営に不当な影響を及ぼす可能性は否定できず、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、当該幼稚園には職員の待遇問題があるため、本件非開示情報の開示は、その職場で働く人達の生命、身体、健康又は生活の保護のために公益上必要であり、給与規程に基づいた給与が支払われて、職員が幼稚園での教育に専念できる状態になれば、園児とその保護者に安心感や信頼感を与えることになるため公益性がある旨主張しているため、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断する。

イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較考量し判断すべきものと解される。

ウ 当審査会としては、本件非開示情報が2号情報に該当するとして非開示としたことは上記(3)において判断したとおりであり、異議申立人は公益上開示の必要性がある旨主張するが、当該非開示情報は専ら当該法人と職員間の労働条件に関する情報であり、一般に賃金の決定、計算及び支払の方法等の事項を定めた賃金規程等の就業規則は労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定により使用者から労働者に周知されるものであることからすれば、情報公開制度により当該非開示情報を公にすることに、これを非開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。

したがって、本件非開示情報について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは認められないものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号375）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書一部開示決定通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書、(7)対象公文書の写し）の提出</li> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号375）</li> </ul>

	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成23年1月31日 (第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成23年2月21日 (第一部会)	○ 審議
平成23年3月14日 (第53回審査会)	○ 答申案審議
平成23年3月15日	○ 答申